

確定申告ガイド

～所得税の確定申告、
町県民税（住民税）申告を忘れずに！～

自宅で申告書作成！国税庁
「確定申告書等作成コーナー」
<http://www.nta.go.jp>

作成コーナー

検索

確定申告期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日を除きます。

問い合わせ先 香椎税務署 ☎661-1031

役場税務課 ☎963-1731 (直)

Step 1 申告会場・対象は？

役場3階大会議室

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時

- ▶年金・給与収入のみの人
- ▶営業・不動産・農業などの収入がある人

例年、初日から数日間は大変混みあい、かなり待ち時間がかかります。急がない場合は、数日経過してからの来場をおすすめします。

【営業所得などの事前予約】

営業・不動産・農業などの収入がある人は、予約すると優先的に案内します。

予約期間

2月1日(金)～予約希望日前日の午後5時
(土曜日・日曜日を除く)

予約方法 電話、税務課窓口

自己申告コーナー設置！

職員が作成を補助します。今後は自宅で申告書
が作成できるようになります。



次の人は、必ず香椎税務署で申告してください。

- ▶前年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人
- ▶株式や土地の譲渡所得などがある人
- ▶贈与所得がある人

香椎税務署 (駐車場は利用できません)

受付時間 午前9時～午後4時

休日受付日

2月24日(日)・3月3日(日)

質問や必要書類の確認は電話で問い合わせができます。

自動音声案内にそって、相談内容の番号をプッシュしてください。

☎661-1031

新宮相島漁業 協同組合本所2階

日時 2月7日(木)

午前9時30分～午後4時

※利用者識別番号が分かるものが必要

税理士会による申告相談センター (福岡会場)

日程 2月18日(月)～27日(水)

※土曜日・日曜日を除く。

受付時間 午前9時30分～午後4時

場所 九州北部税理士会館
(福岡市博多区博多駅南1-13-21)

【受け付けできないケース】

- 前年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人
- 前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える人
- 給与所得があり、給与収入総額が800万円を超える人
- 土地・建物等および株式などの譲渡所得がある人
- 贈与税・相続税の申告または相談

商工業者向け無料税務相談

問い合わせ先

新宮町商工会 ☎963-4567

実施日程

2月1日～3月29日の

月曜日・水曜日・金曜日

2月21日(木)、26日(火)、

3月12日(火)

※期間中の休み

2月11日(月・祝)、3月11日(月)、

15日(金)～27日(水)

受付時間

午前10時～正午、午後1時～4時

場所 新宮町商工会館

担当税理士 中原義也さん

Step 2

所得税の申告が必要な人は？

- 個人事業(農業、営業など)をしている
- 不動産収入がある
- 土地や建物を売った
- 請負契約などの報酬がある
- 2か所以上から給与を受けている
- 給与と年金を受給している
- 郵便局、信託銀行、保険会社からの年金がある
- 平成30年中に生命保険などの満期一時金や解約一時金の支払いを受けた
- 給与収入額が2,000万円を超える
- 給与所得、退職所得以外の所得が20万円を超える

Step 3

町民税の申告が必要な人は？

- 事業(農業、営業など)をしている、不動産収入がある、土地や建物を売った人のうち、所得税が発生しない人
 - 給与所得に加え、20万円を超えない給与所得以外の所得がある
 - 公的年金などを受給しており、次のいずれかに該当する
 - ▶生命保険料控除、医療費控除などの各種控除を申告したい
 - ▶20万円を超えない公的年金など以外の所得がある
 - 配当収入(非上場株式の配当、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税率が20.42%の上場株式などの配当)がある
 - 障害基礎年金・遺族年金の収入のみである
 - 平成30年中に収入がなく、次のいずれかに該当する
 - ▶国民健康保険に加入している
 - ▶親族の扶養に入っていない
 - ▶町外居住者の扶養に入っている(単身赴任者の家族など)
- 【次のいずれかに該当する場合は申告不要】**
- 所得税の確定申告をする
 - 平成30年中の収入が1か所からの給与所得のみで、勤務先から町へ年末調整済みの「給与支払報告書」が提出されている(提出状況は勤務先に確認ください)

Step 4

申告に必要なもの

- ①平成30年1月～12月の収入がわかるもの → **A** へ
- ②控除のための書類 → **B** へ
- ③「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」
- ④本人の認め印 ※新規に口座振替で納税する人は、銀行届出印も必要です。
- ⑤本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ⑥香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」 ※届いた人のみ

A 平成30年1月～12月の収入がわかるもの

【営業や農業をしている、不動産所得がある】

- 総収入金額・必要経費の内容を記載した収支内訳書
- 収入や経費がわかる帳簿、領収書

【給与所得や公的年金などの雑所得がある】

- 支払いを受けたことを証明する給与・年金などの源泉徴収票

【郵便局や信託銀行・

保険会社などからの年金がある】

- 「支払年金額などのお知らせ」「年金給付額計算書」「年金支払証明書」など

【保険の満期金や一時金などがある】

- 収入と払い込み保険料がわかる明細書など

B 控除のための書類

- 生命保険料、地震保険料の支払証明書
- 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など
- 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定証（要介護認定を受けた人）など

【住宅ローン控除を受ける人】

- 住宅取得資金の借入金の年末残高証明書
- 登記事項証明書（原本）
- 売買契約書などの写し
- ※長期優良住宅は、認定通知書の写しと住宅用家屋証明書の写しが必要

【寄附金控除（政治献金、社会福祉法人など）を受ける人】

- 寄附したことが記載された領収書
- ※政治献金は、選挙管理委員会の確認印のある証明書が必要

【寄附金控除（ふるさと納税）を受ける人】

- 各自治体が発行する寄附金受領書

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者で、申告の手続きを簡素化する「ワンストップ特例」を申請した人は申告不要です。「ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附した場合、特例は無効となります。ふるさと納税分も含めて必ず確定申告をしてください。

【火災などの災害による雑損控除を受ける人】

- 被災した事実を証明する書類(り災証明書など)
- 損失の明細書
- 支払いを証明できる領収書など
- 損害保険金の受領内容が判明するもの

【医療費控除を受ける人】

- 医療費控除に関する明細書
- ※自宅で事前に作成しておくこと、申告がスムーズに進みます。

【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】

- 健康の保持増進および疾病予防への取り組みを証明するもの
- 特定一般用医薬品等購入費を集計した明細書
- ※本特例の適用と医療費控除の適用はいずれかに限られます。

控除対象とならないものの例

- インフルエンザなどの予防接種
- 診断書などの文書料
- 健康増進、疲労回復のための栄養ドリンクやサプリメントなどの購入費用
- 入院時の差額ベッド代(病状により個室を使用する必要がある場合や、やむを得ず個室を使用する場合は対象)
- 人間ドックなどの健康診断のための費用
- ※重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合は対象

詳しくは問い合わせください。

医療費控除の注意点**控除の対象期間**

平成30年1月1日～12月31日

平成29年分の申告から医療費控除のための領収書の添付が不要となり、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要になりました。

「医療費控除に関する明細書」は国税局ホームページからダウンロードできます。

(注1) 医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります。税務署から提示または提出を求められる場合があります。

(注2) 医療保険者が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

(注3) 平成29年分～31年分は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

**次の人は、申告をすると所得税が戻ってくる場合があります**

- 一定額以上の医療費を支払った人
- 政治献金や地方自治体・公益社団法人など・認定NPO法人などに寄附し、寄附金控除を受ける人
- 平成30年中に退職し、年末調整ができなかった人
- 火災、地震や風水害、盗難にあった人
- マイホームを住宅ローンなどで新築・購入(中古を含む)・増改築して平成30年中に居住し、一定の要件に該当する人
- ※給与収入のみの人は、1年目に申告をすると、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。



①上場株式などの住民税の課税方式の選択

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式などの譲渡所得などや、住民税が源泉徴収されている上場株式などの配当所得などは、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できます。

(例)上場株式などの配当所得で、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用。住民税は申告不要制度を選択

この「申告不要制度」を選択する場合、住民税の税額決定通知書・納税通知書の送達までに、確定申告書の提出とは別に町民税・県民税申告書を役場税務課に提出してください。

《住民税で申告不要制度を選択する》

上場株式などの譲渡所得や配当所得は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象

外となります。

《住民税で申告不要制度を選択しない》

上場株式などの譲渡所得や配当所得は、繰越控除適用後に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となります。

※税額上の減額分より、国民健康保険税などが増額する場合があります。

②平成30年分の納付証明の送付

「新宮町国民健康保険税」「福岡県後期高齢者医療広域連合保険料」の納付証明は、1月第4週に圧着はがきで送付します。送付するのは普通徴収(口座振替もしくは納付書振込)の人です。特別徴収(年金から徴収)の人は、日本年金機構から届きます。

平成30年分 確定申告配偶者控除

①配偶者控除額が改正されました。また、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合、配偶者控除の適用ができなくなりました。(カッコ内の数字は住民税の控除額)

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円(33万円)	48万円(38万円)
900万円超950万円以下	26万円(22万円)	32万円(26万円)
950万円超1,000万円以下	13万円(11万円)	16万円(13万円)
1,000万円超	0円	0円

②配偶者特別控除額が改正されました。また、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました。(カッコ内の数字は住民税の控除額)

納税義務者の合計所得金額		配偶者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
以上	以下			
380,001円	850,000円	38万円(33万円)	26万円(22万円)	13万円(11万円)
850,001円	900,000円	36万円(33万円)	24万円(22万円)	12万円(11万円)
900,001円	950,000円	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
950,001円	1,000,000円	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
1,000,001円	1,050,000円	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
1,050,001円	1,100,000円	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
1,100,001円	1,150,000円	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
1,150,001円	1,200,000円	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
1,200,001円	1,230,000円	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)